

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年6月16日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）のうち、
総務文教委員会所管分
- 2) 議案第33号 羽生市税条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第36号 羽生勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第37号 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
を廃止する条例
- 5) 議案第38号 財産の取得について

第 3 閉 会

出席委員（7名）

田 口 さとる 委員（委員長）	小 林 誠 弥 委員（副委員長）
島 村 勉 委員	齋 藤 万紀子 委員
増 田 敏 雄 委員	野 中 一 城 委員
小野田 和 男 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

福 地 光 宏 経済環境部長	今 成 義 暢 商 工 課 長
久 保 弘 之 農 政 課 長	野 口 武 士 環 境 課 長
島 村 信 久 企画財務部長	佐 藤 将 史 財 政 課 長
高 附 直 也 契約検査課長	本 間 陽 子 税 務 課 長

高野 達

学校教育部長

柿 沼 宏 充

学校教育課長

田 口 恵里子

学 校 教 育 課
参 事

事務局出席者

中 村 憲 人

書 記

久保田 綾 乃

書 記

午前 9時30分 開 会

○田口さとる委員長 おはようございます。

時間になりましたので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより審議に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 皆さん、改めまして、おはようございます。経済環境部長の福地です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案第36号 羽生勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例、そして議案第37号 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例、そして議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）の審査でお世話になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から説明のため出席している職員を紹介させていただきます。

まず初めに、商工課長の今成でございます。

○今成義暢商工課長 今成です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 続きまして、環境課長の野口でございます。

○野口武士環境課長 野口でございます。よろしくお願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 最後に、農政課長の久保でございます。

○久保弘之農政課長 久保です。よろしくお願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございました。

それでは、議案第36号 羽生勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

商工課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

商工課長。

○今成義暢商工課長 改めまして、皆さん、おはようございます。商工課長の今成でございます。よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第36号 羽生勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、羽生勤労者総合福祉センター、通称ワークヒルズ羽生が抱えている稼働率の向上という課題に対応し、多くの方に利用していただける施設とするため、今回、施設管理運営について、施設の使用料を利用料金として指定管理者の収入とすることができる利用料金制を導入するよう、及び物品販売などの商行為での利用が可能となるよう改正するものでございます。あわせて、用語の修正や条文の条ずれ等、所要の文言を整理するものでございます。

お手数でございますが、タブレット端末に示しました議案書をご覧ください。

今回の改正の主な点は、お手元の画面に示しました第17条において、施設の使用料を指定管理者の収入として収受させることができるとし、また別表の備考欄では、物品等の販売行為などの商行為での利用が可能となるよう改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 今回こちらの条例の一部を改正するに当たっての経緯というか、詳細のほうをご説明いただければと思います。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今回の条例の改正の経緯についてでございますが、まず今現在の指定管理の指定期間が令和8年3月31日で終了いたします。それに当たりまして、次回

の指定管理者の導入につきまして、課内で議論し検討させていただいた結果、まず市民サービスの向上に努めるにはどうしたらいいかということで、この施設の設置目的が勤労者等の福祉の増進という目的で設置されておりますので、どうしたらそれに寄与できるかということを検討いたしました。そうしたところ、本施設が利用者への部屋、研修室等の提供が主な業務であることから、稼働率に着目いたしまして、稼働率が悪い、低い研修室というのがございました。そうしたことによって、今回、利用料金制を導入することによって、民間事業者の専門的なノウハウですとか経営努力によって、稼働率を上げていただくことを期待しまして、稼働率を上げることによって、利用者へのサービスの向上ということで、今回利用料金制の導入などといった条例改正をするものでございます。そういった経緯でございます。

以上です。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 先ほどの説明の中で、今回の指定管理が令和8年3月で終了するに当たって、次回以降のことについて、指定管理者とも話し合ったとの説明で、先ほどよろしかったでしょうか。その場合ですと、毎日興業さんといろいろ話し合っただけで検討した結果、今回の条例改正に至ったというような趣旨でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 私の説明のほうがちよっと不足していました。誤解を招きまして、すみません。

毎日興業と協議したというわけではございません。課内で、商工課の中で検討を、協議、検証等したものでございまして、指定管理者である毎日興業との協議は行なっておりません。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。やはり公平性の観点から問題があるといけなないので、確認させていただきました。

引き続き、稼働率の向上が目的で、多くの人に利用してもらうことという答弁だったんですけれども、質疑の際に、以前は40%を超えていたけれども、現在は大体38%

ぐらいで、部屋によっては11%しか稼働していない会議室もあるというような答弁だったんですけども、この稼働率の向上に関しては大体どのくらいを目標としているのでしょうか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 稼働率の目標ということで、稼働率、コロナが5類に引き下げられました令和5年、そして直近の昨年度2か年の平均の稼働率を見ますと、施設全体では38.6%となっております。中島議員の議案質疑に対する部長の答弁にもありましたように、コロナ前では稼働率が42.5%ございました。具体的に稼働率の目標値なんですけれども、全体で会議室及び研修室が6つほどあるんですが、その中で、30%に達していない研修室が2つございまして、具体的に申し上げますと、2階の特別会議室、こちらが2か年の平均ですと11.9%、もう一つが研修室2という部屋が2か年の平均稼働率が25.5%、この2つの会議室を30%の稼働率にもっていきたいと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 では、その目標を含め、来年度以降の指定管理に関しましては、その目標についても、例えば説明した上で指定管理者を決めていく、求めていくというような理解でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 今後、指定管理者を募集するわけですが、その中の募集要項及び仕様書ということで、稼働率、部屋の利用者数等の資料も添付させていただいていますので、そういった稼働率の向上に期待する旨は伝わると思います。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。ございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時45分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

環境課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

環境課長。

○野口武士環境課長 環境課長の野口でございます。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第37号 羽生市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の3ページをご覧ください。

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法において、盛土等に伴う災害から人命を守るため、埼玉県が令和7年7月1日に県内一部を除く全域を規制区域に指定し、同法が包括的に土砂等による土地の埋立て等の規制を開始するため、本条例を制定するものでございます。

本条例の施行日は令和7年7月1日とし、所要の経過措置を設けております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

増田委員。

○増田敏雄委員 県のほうが主として行なうとのことですが、具体的な例で申し訳ないんですが、羽生市立東中学校の前にあります中古車センターで、中古車センターの南側に土砂が山積されていて、あそこのインター前の開発を今、一生懸命地元でやっておられるんですけども、所有者にたどり着けないということで、なかなか難しいらしいんですけども、その辺のこと、過去については、市で従来どおり対応していくようなことになるんですか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 ご質問の北荻の場所になるかと思いますが、窓口となりますと、農地になりますので、農業委員会にはなりますが、農業委員会と環境課のほうで情報を共有しまして、指導等はしております。ただ、あちらについては、農地法の縛りにより、県が窓口になっております。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今、増田委員がおっしゃられたように、また質疑でもこの間、取扱いがあったんですけども、この施行日以前、7月1日以前の取扱いの事件については、羽生市がこれまでどおり担当するというので、現在大体何件くらいあるんでしょうか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 私どものこの条例による施行前の案件につきましては、4か所ございます。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 そちらの4件につきましては、今後も従来どおりの指導となることが基本だとは思いますが、今回新たに国の厳しい法律ができるということで、何か指導に変化があったり、また外部、県や国と協力するようなこと、そして速やかな解決についての方策について質問いたします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 現状の場所につきましては、今、是正ということで、手紙等で指導

しております。そちらの方が改善されれば当然よろしいわけですがけれども、特段それが改善されない場合は、引き続き経過措置で市が指導していくと。ただ、その後、何かまたそこに、例えば新たに届出が必要だった場合、事業者さんのほうが届出を申し出た場合には、そこから7月1日以降はこちらの法律での縛りになりますので、許可された内容のほうで対応していくというような形になります。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 すみません、せっかくなので、4か所ということで、ちょっと予想外にそんなに少ないなという印象で非常によかったんですが、これまで大体、例えば分かる範囲で結構ですので、何件くらい解決してきたのか教えていただけますでしょうか。1年に何件ずつ解消したとか、この3年で何件だったとか、もし分かるようでしたら、お願いします。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 改善された件数は、すみません、手持ちにはないんですけれども、参考までに、一般的には一時堆積ということで、一時的にそこに土砂を置く場合についての届出で、例えば高さを超えてしまった部分とかというところで、その後、速やかに改善されてということで、特にこちらの厳しい指導はなく、その堆積の期間だけちょっと超えてしまったものは指導させていただき、その後、具体的になくなり、終了しているというものはあると思います。

○斎藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 先ほど今も残っている案件4件あるとおっしゃっていましたがけれども、この4件というのはどのぐらい前から続いているものなのか。あと、もし具体的な場所が言えるようでしたら、こちらのほうも教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 古いものと、平成23年からになります。4か所の場所についてですけれども、これは大字とかでよろしいでしょうか。

○小林誠弥委員 具体的に。

○野口武士環境課長 すみません、大字でお答えさせていただきます。失礼しました。

1つは上岩瀬、もう一つは桑崎、本川俣、稲子。

以上になります。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 今、ご説明いただいたこの4か所ですけれども、改善の目安、見込みは立っているのかを、現状を教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 現在の指導といたしましては、口頭や文書というところになってございます。

改善の見込みにつきましては、正直なところ、現状、指導、口頭、文書ということで、事業者に改善の通知しておりますが、具体的にいつまでというような返答はなされていないという状況でございます。

○田口さとる委員長 小林委員。

○小林誠弥委員 それですと、今回、条例を廃止したことによって、今後のこの残っている4件に対しては特に変わりはないという、現状維持の状態のまま進めていくという解釈でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 環境課長。

○野口武士環境課長 おっしゃるとおり、現状の市の条例のほうで対応していくという形になりますので、改善に向けた指導、改善命令、措置命令、その後告発、それで市が決めた罰則適用というような場面になろうと思います。

以上です。

○小林誠弥委員 結構です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。特にございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前 9時56分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）別冊2のうち本委員会付託部分を議題といたします。

農政課所管部分について、農政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

農政課長。

○久保弘之農政課長 農政課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）のうち、農政課所管分についてご説明申し上げます。

画面は別冊2、羽生市一般会計補正予算書及び説明書の8ページになります。

第6款農業費、第1項農業費、第3目農業振興費は、797万9,000円の増額補正により、予算現額は2,620万2,000円となります。

右側の説明欄の農業振興助成事業をご覧ください。

18節負担金補助及び交付金の補助金、農業支援サービス緊急対策事業費補助金797万9,000円は、農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービスに新たに取り組む事業者や事業を拡大する目標を立てた事業者に対し、スマート農業技術の導入や農業支援サービス事業体の育成や活動を支援するものです。

今回の事業実施者は農業支援サービス事業体1者で、北埼玉地域において、地域の補完的担い手としての役割を目的に設立した法人でございます。

具体的な内容でございますが、スマート農業機械等の導入として、コンバイン1台、乗用田植機1台、農業用トレーラー1台で、事業費は約1,508万円、補助額はその

2分の1以内の754万1,000円となります。また、ソフト支援事業の農業支援サービス事業育成対策として、ドローンの操作研修に要する受講費2名分が補助率定額で43万8,000円、合計で797万9,000円でございます。

この補助金の財源としては、埼玉県農業支援サービス緊急対策事業費補助金が充てられ、10分の10、全額が県費となります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 こちらの事業において、重要視している部分がございますら、ご説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 こちらにつきましては、地域の補完的担い手として、農業法人1社と申しましたが、こちらが羽生市内で水稻だとか、麦などの作業受託を受けているところでございまして、今回こちらの機械等を導入することで、さらなるサービス支援の向上を目指すものと考えております。

3年後の目標といたしまして、こちら委託面積の向上も目標としておりますので、こちらを達成できるよう、農政課としても支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方は順次発言を願います。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今回地域の農業法人1社というご説明だったんですけども、もう既に補助先は決まっているという理解でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 こちらの事業につきましては、募集を行なっておりまして、市を介さず、直接事業者と県で相談、審査、申請が行われております。

ただ、補助金の申請につきましては、市を通して上げてほしいということで、今回補正という形になっております。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

市としては、せつかくの補助金で、またこのような関わりができたということで、何か今後協力関係を結んだりですとか、3年後の目標についてもあったんですけども、持続可能に農業をしていただくことに関しては、何か話し合い等、農業法人さんとできているのでしょうか。

○田口さとる委員長 農政課長。

○久保弘之農政課長 すみません、詳しい内容につきましては、相談、申請自体が事業者と県とのやり取りで進んでおりましたので、市のほうとしては、その相談会議の場には参加しておりませんので、まだ詳しい内容までが伺える状況でございません。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 せつかくの機会ですので、ぜひ連携を取って、羽生市の農業に貢献していただくよう、協力体制を結んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時05分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 改めまして、皆さん、こんにちは。このたびは発言の機会をい

ただきまして、ありがとうございます。企画財務部長の島村でございます。

先週までの本会議に際しましては、大変お世話になり、ありがとうございました。引き続き、本委員会での審査をよろしく願いいたします。

なお、今期定例会において、本委員会で審査いただきますのは、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）のうち企画財務部所管分、議案第33号 羽生市税条例の一部を改正する条例、以上2議案でございます。慎重審査いただき、いずれもご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、本日、議案説明のため出席しております課長を紹介させていただきます。

税務課長の本間です。

○本間陽子税務課長 本間です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 後ろにいきまして、財政課長の佐藤です。

○佐藤将史財政課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 また、議案第38号 財産の取得についての審査時において、契約検査課長の高附が同席させていただきますので、あわせて、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第32号、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 税務課長の本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は着座にて、説明をいたします。

[発言する者あり]

○田口さとる委員長 暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時27分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課所管部分についての税務課長、説明があったら、お願いいたします。

税務課長。

○本間陽子税務課長 よろしく申し上げます。

では、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）のうち、税務課所管の項目についてご説明させていただきます。

参考資料1の補正予算の概要の5ページ目、定額減税・不足額給付金事業についてご覧ください。

令和6年度に定額減税を行いました。その際、所得税及び個人住民税から控除し切れなかった方に関しましては、調整給付金を支給いたしました。調整給付金額は令和5年分の所得額を令和6年分推計所得額として暫定的に算出された額でございます。そのため、令和6年分の所得が確定されまして、実績に基づいて再度給付額を算出し、本来給付されるべき金額に不足が生じてしまった方へ不足額給付金として支給するものとなっております。

対象者は、調整給付金を受給した方の中で、令和5年の収入より令和6年の収入が減少した方や、令和6年中にお子さんの出生などで扶養親族が増加した方などが想定されます。また、青色事業専従者など定額減税の対象外だった方、かつ低所得世帯向けの給付の対象世帯にも該当しなかった方も対象となりますので、合わせて約6,000名、1億7,000万円の給付金を事業費として計上しております。ほかに、事務費として、システム改修委託料など必要な経費を計上するものです。

なお、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、全額国費で補填されるものとなっております。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 こちらの事業において重要視している部分等ございましたら、詳細のほうご説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 先ほどの対象者の中で、令和5年の収入と令和6年の所得税額の差額で給付する方は、こちらから通知を送った後、迅速に、口座は把握しておりますので、給付はスムーズにいくと思うのですが、それ以外の先ほど言った青色事業専従者など、今まで定額減税などの対象にならなかった方がご自身が今回対象になるということに気づかない方も恐らくいらっしゃると思いますので、そういった方に情報が行き届くように気をつけたいと考えております。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今のご説明ですと、やはりオートに入ってくる、オートでこの給付金を受けられる人もいれば、申請が必要な人もいるという理解でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 おっしゃるとおりです。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 大体対象者6,000名という、どの程度の、どのくらいの割合の方が申請が必要と予想しているのでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 先ほどの対象者6,000名のうち、およそ4,500名ほどがこちらから給付が直接できる方と推計しております。本来の申請が必要であろうという方は1,500名ほど見ております。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 では、少なからず1,500名にも通知書を送って、その中から申請してもらって、給付するという理解で、要するに、つまり申請が必要な人には確実に通知書が行くという理解でよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 それが、今後のシステム改修をする形にはなっておるのですが、例えば抽出をするようなことができればやっていきたいと思うのですが、その辺が、まだ確実に漏れがないかというのがやってみないと分からないところがありますので、

基本は申請でという形、国のほうも申請してもらってくださいということではあるのですが、何かしらそういったことであろうという方に、何かしらの手を使って、お知らせが行くように考えていきたいと思います。これは今後検討させていただければと思います。

以上です。

○齋藤万紀子委員 よろしくお願いいたします。了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 この差額というのはどの程度、何ていうのか、割合というか知らないけれども。だれか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 お一人、お一人、それぞれ金額は変わってくると思うのですが、想定としておりますのが、先ほどの予算の1億7,000万円のうちの、およそ1億1,000万円ほどが差額で支出になると想定しております。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第32号、財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて、失礼いたします。

それでは、議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）の歳入のう

ち、財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

別冊2、補正予算書、A4横でございますが、その4ページをご覧ください。

歳入のうち、財政課所管部分につきまして、ご説明させていただきます。

ページの真ん中ら辺、左側になりますが、19款繰越金161万5,000円は、ページ右側のほうにいきまして、前年度繰越金21万5,000円でございます。こちら、前年度決算において生じた繰越金を今回の特定財源を充当した残りの差額分に繰り入れるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。討論はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号 羽生市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 改めまして、税務課長の本間です。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて、失礼いたします。

議案第33号 羽生市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

参考資料2、地方税法の改正に伴う羽生市税条例の主な改正内容についてをご覧ください。

まず、1つ目です。

市税の共通事項ですが、公示送達について、指定場所への掲示以外の方法として、インターネットなどを追加した省令改正に伴い、第18条を改めるものです。

次に、個人住民税関係です。

個人住民税の所得割の税額が、所得金額から所得控除額を差し引いた金額に税率を掛ける計算方法になりますが、その差し引かれる所得控除の種類に、特定親族特別控除が新設されるため、第34条の2に追加するものとなっております。

特定親族特別控除とは、大学生年代の子どもなどを扶養する場合の特別な控除となっております。所得割の納税義務者が生計が一緒の19歳以上23歳未満の方で、合計所得金額が58万円以上123万円以下であるときは、所得に応じて段階的に所得控除が受けられるものになります。

最後に、市たばこ税関係ですが、加熱式たばこの課税方式が見直されることにより、条例の附則に第18条の3を追加するものになります。

現在の加熱式たばこの課税方式はその製品の重量と価格による計算方法ですが、令和8年4月1日から当分の間は、加熱式たばこの重量のみによる計算方法の特例が適用されます。ただし、令和8年9月30日までの半年間は、今までの計算方法と新たな計算方法のそれぞれの値の2分の1ずつを合計した額とするものです。

以上、説明は終わります。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 こちらのほう、改正が行われることよっての重要視している部分等ございましたら、ご説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 個人住民税の関係で、新たに特定親族特別控除というものが新設されるとご説明させていただいたのですが、こちら、所得税法の改正に伴うものではあるのですが、新しい控除ということで、恐らく皆様、市民の方にもまだなじみが、もちろん今後新しいの、こういうのがありますよということをお知らせしていかなければいけないと思っておりますので、市の広報や確定申告の際にご案内できるようにしたいと考えております。

以上です。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑のほうはございますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 ちょっとたばこの関係が分かんないけれども、今までと変わったという、ちょっと分かりやすく説明してくれるか。加熱式たばこの。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 加熱式たばこというのは、普通の紙巻きたばこの本数に加熱式たばこを換算する、1本当たり、例えば加熱式たばこが重量がこのくらいだったら、紙巻きたばこ何本分と換算して、税金というのを掛けるそうです。今までは加熱式たばこの重さだけでなく、加熱式たばこを売るときに金額を合算したような形の、ちょっと複雑な計算方法だったのですが、令和8年4月1日以降は、重さのみに絞って、それでその重さがどのくらいで、それを紙巻きたばこ何本分と換算する、重さだけで計算するようになるということなのですが、今までは、紙巻きたばこ1本分に換算するその重さというのが、加熱式たばこが0.8グラムだったところ、0.8グラム当たり紙巻きたばこ1本だったところ、今後は0.35グラム当たりたばこ1本というふうにするので、実質ちょっと増税するような形にはなると考えられます。

以上です。

○島村 勉委員 倍になる。

○本間陽子税務課長 はい。そうです。

○島村 勉委員 たばこを吸わないから。

○本間陽子税務課長 はい。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 簡潔に言えば、税金が倍になるようなということ。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 イメージはそのとおりでございます。

以上です。

○島村 勉委員 吸わないけれどもね。吸えないけれども。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 2番の個人住民税関係なんですけれども、今回のこの新しい新設される控除の対象者は大体どのぐらいと予想しているのでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 対象者数のほう、把握はしておりませんが、19歳から23歳、大学生の方を扶養する方が今後対象になるんですが、今まで対象になっていなくて、新しく対象になるので、ちょっと確定申告などで出てきて、初めて数が分かるようなことでございます。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 先ほど説明の中でもおっしゃってくださっていたんですけれども、やはり新設するというので、なかなか伝わりにくい、控除が受け切れない世帯がやっぱり多くなると思うので、こちらの広報についてはどのようにお考えでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 確定申告のご案内をする機会を捉えまして、新しい控除が増えますよということで、お知らせできたらと考えております。

以上です。

○斎藤万紀子委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[発言する者なし]

- 田口さとる委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論のある方は順次発言を願います。
討論はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

- 田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。
本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- 田口さとる委員長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。
よって、本案は可決すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時51分 開議

- 田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
学校教育部長。

- 高野 達学校教育部長 学校教育部長、高野でございます。
本日は、議案第38号 財産の取得について、お願いいたします。
同席、出席している職員を紹介します。
田口学校教育課参事でございます。

- 田口恵里子学校教育課参事 田口です。よろしくお願いいたします。

- 高野 達学校教育部長 柿沼学校教育課長でございます。

- 柿沼宏充学校教育課長 柿沼でございます。よろしくお願いいたします。

- 高野 達学校教育部長 高附契約検査課長でございます。

- 高附直也契約検査課長 高附です。よろしくお願いいたします。

○高野 達学校教育部長 どうぞよろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

学校教育課参事に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 学校教育課参事、学校給食センター所長の田口でございます。よろしくお願いたします。

着座にて失礼いたします。

議案第38号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

羽生市議会議案30ページをご覧ください。あわせて、参考資料4をご覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提出させていただいております。

内容につきましては、給食の提供に使用する食器の耐用年数が経過しており、安全、安心な給食を提供するため、新たに購入するものです。

工事請負業者等指名委員会の決定に基づき、去る4月24日に6者による指名競争入札を執行したところ、日本調理機株式会社が金2,134万円で落札したので、同社と仮契約を締結したものです。

なお、参考資料の4の1ページには財産の取得の概要を、2ページには入札記録を記載しておりますので、ご覧ください。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 こちらの財産の取得に当たっての重要視した部分等ございましたら、説明をお願いいたします。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 財産の取得に関しまして、今回は食器の購入ですが、子どもたちが安全に使用できる食器というところを重要視いたしました。

以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 この数というのは全員の学校の生徒数プラス幾つという出したものですか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 小学生、中学生全員分と教職員全員分と、あと給食センターの職員、また日割りで給食を食べる先生方がいらっしゃいますので、その方たちの教員の方の分、または給食試食会などもありますので、その分と、あとは破損した場合の予備ということで、その数になっております。

ボールに関しましては、倍の数になっておりますので、それに関しては、ご飯と汁物と両方が給食に出るときに必要なになりますので、その数となっております。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それはあんまり厳しく、昔、言ったことあるけども、箸とか何とかというのはどうなのか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 箸に関しましては、子どもたちに持参するように学校から指導がありまして、スプーンに関しては、スプーンが必要な日に用意をしているという状況です。

以上です。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 スプーンは用意してあげるということですか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 スプーンに関しましては、毎日ではないんですけれども、スープの日であるとか、スプーンでないと食べにくいものときには用意しておりますので、平均にすると週に3回ぐらいそのような日があるような状況です。

以上です。

○島村 勉委員 分かりました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 具体的に、ランチ皿、ボール、それぞれ1枚当たりの値段を教えてください。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 ボールが1個当たり1,000円で、ランチ皿が1個当たり2,850円です。こちらは税抜きでございます。

○田口さとる委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 イメージとして、ボールは1,000円ということなんですけれども、ランチ皿、前回よりも耐久性があって、安全なものを選んだということなんですけど、2,850円ということで、ちょっと金額についてはイメージとしてはちょっと高いというような気もするんですけれども、こちらの額については、指名競争入札なんで、なかなか難しいと思うんですけれども、妥当性についてはどのようにお考えでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 ランチ皿につきましても、この規格でいうところで、何社かメーカーさんに金額は聞いておりますが、この金額が特別高いということではなく、妥当なものであると判断いたしました。

以上です。

○齋藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

増田委員。

○増田敏雄委員 ランチ皿、PNL-14Eとか、ボールがPNB-28とかという規格番号が入っているんですけれども、当然定価が示されているのと、違うのでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 メーカーの型番ということで、定価は示されております。

先ほど申し上げた今回この食器にした規格のものと同様な規格のものとも比較いたしまして、そこは大差ないということで。ですので、確かにこの番号でいうものの定価というのは示されておりますが、そこに関しては、競争入札というところで、各社が違う額では出しているところではございます。

○増田敏雄委員 ですから、そのPNL-14Eは定価幾らなのか。PNB-28の定価が幾らなのかをお聞きしたいです。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 今、手元にはっきりとした資料がなく、大変申し訳ありません。

ただ、今回先ほど申し上げた単価というのが実際、今回買うことになった単価を申し上げているのですが、それについては安くはなっております。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 そうしましたら、入札記録の参考資料4を見ているんですけども、これはだから、ランチ皿はPNL-14E同等品、ボールについてはPNB-28同等品ということで、この型番の商品とは違うかもしれない。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 それに関しては、この型番を指定しておりますので、同等品ということではなく、この型番でということで仕様書には示しております。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 分かりました。じゃ、後でいいですから、定価を教えてください。

○田口恵里子学校教育課参事 はい。

○増田敏雄委員 以上です。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 定価についてはお答えしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑がある方はいらっしゃいますでしょうか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 何度もすみません。

こちらについては、耐用年数についてちょっと確認してよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 学校教育課参事。

○田口恵里子学校教育課参事 耐用年数については、ボールとランチ皿どちらも10年ということでございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。特にございませんか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時08分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時09分 閉会